

7. 認知症対策の推進について

(1) 認知症対策の総合的な推進について

1) 認知症地域医療支援事業

実施主体：都道府県・指定都市

予算案額：79,118千円

(1自治体当たり補助額 1,295千円程度)

(国1/2、縣市1/2)

ア かかりつけ医認知症対応力向上研修

地域における認知症の早期発見・対応システムの充実を図るため、高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対して、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得させることを目的に研修を実施することとしている。本研修は、適切な研修実施体制を有する関係団体・機関等に委託することも可能である。

研修内容は、下記を想定しているが、研修の実施に当たっては、認知症サポート医養成研修修了者を中心とし、都道府県・指定都市医師会及び各郡市医師会との密接な連携について配意願いたい。

〔研修プログラム案〕

I 「基礎知識」編

- ・地域で認知症を支えるためのかかりつけ医の役割
- ・認知症高齢者の実態
- ・認知症の初期徴候 など

II 「診断」編

- ・アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症の診断
- ・認知症と間違えられやすい症状・状態
- ・神経学的所見の具体的な見方 など

Ⅲ 「治療とケア」編

- ・ 家族への治療効果の説明
- ・ インフォームドコンセントについて
- ・ 患者・家族に対する病気の説明のプロセス など

Ⅳ 「連携」編

- ・ 認知症を取り巻く環境
- ・ 地域で利用可能な制度等の社会資源について
- ・ 権利擁護 など

研修時間：90分×4編 計360分（6時間）

イ 認知症サポート医養成研修事業及び普及啓発事業

本研修事業については、本年度より国立長寿医療センター（愛知県大府市）において実施し、90名が修了している（次頁、受講状況参照）。

平成18年度は、国立長寿医療センターにおいて2回実施するほか、受講者の利便性に配慮し、札幌市・東京・福岡市において各1回ずつ、計5回実施する予定としている。研修受講の募集要項については、追って国立長寿医療センターよりお知らせすることとしているので、受講者の派遣をお願いしたい。

〔参考〕平成18年度 認知症サポート医養成研修開催予定

7月	東京都
8月	国立長寿医療センター
10月	北海道（札幌）
12月	福岡市
平成19年 2月	国立長寿医療センター

[参考] 平成17年度 認知症サポート医養成研修受講状況

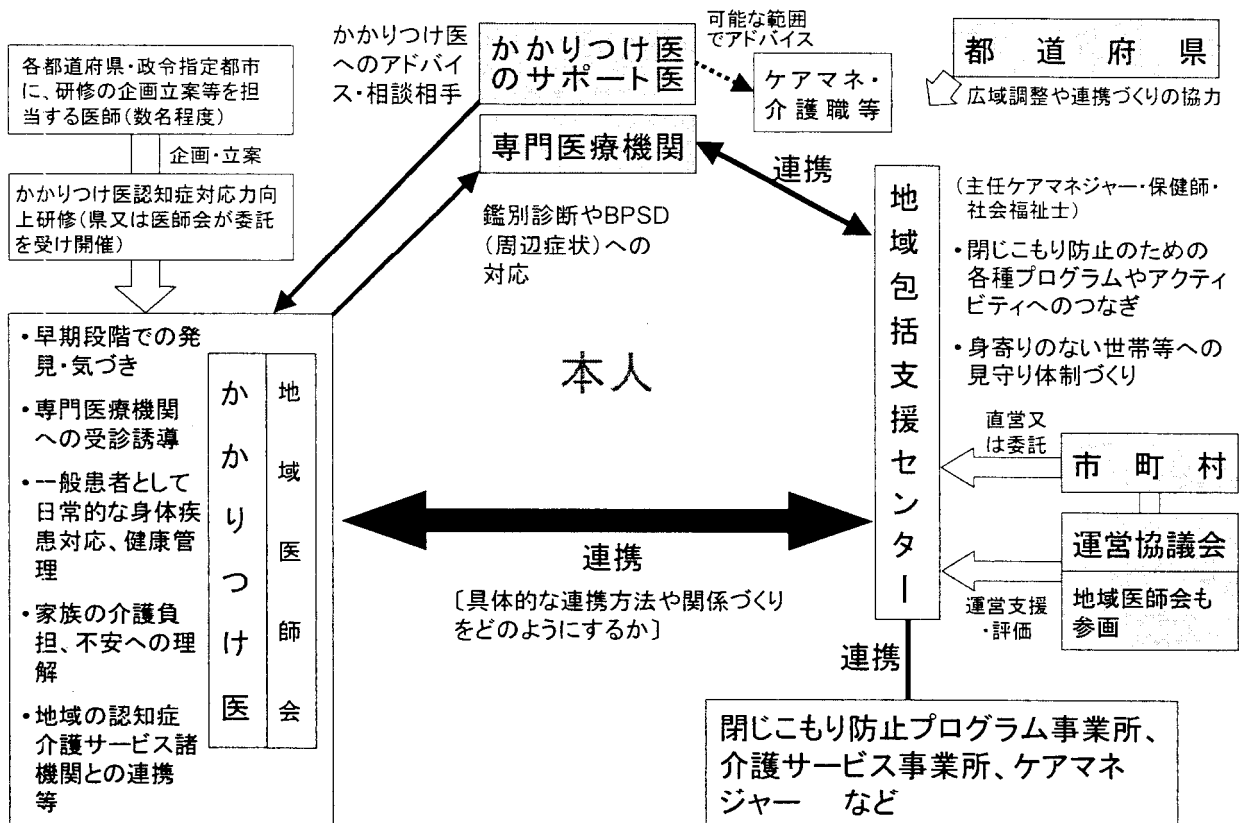
(単位：人)

北海道		石川県	1	岡山県		仙台市	2
青森県	3	福井県	1	広島県		さいたま市	1
岩手県	4	山梨県	2	山口県	3	千葉市	
宮城県	1	長野県		徳島県	2	横浜市	2
秋田県		岐阜県	2	香川県	3	川崎市	
山形県	3	静岡県	3	愛媛県	2	静岡市	
福島県		愛知県	2	高知県	1	名古屋市	2
茨城県		三重県		福岡県		京都市	
栃木県		滋賀県	1	佐賀県		大阪市	2
群馬県	5	京都府		長崎県	4	神戸市	1
埼玉県	2	大阪府	2	熊本県	3	広島市	
千葉県	4	兵庫県	2	大分県	2	北九州市	1
東京都	6	奈良県		宮崎県		福岡市	
神奈川県		和歌山県	2	鹿児島県	2	計	90
新潟県	1	鳥取県	3	沖縄県			
富山県	5	島根県	2	札幌市			

なお、各地域内における認知症サポート医養成研修及びかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者の情報については、各都道府県・指定都市から管内の市町村を通じ、各市町村内の地域包括支援センターに提供するなどの配慮をお願いする。

また、認知症サポート医の役割やかかりつけ医認知症対応力向上研修に関するパンフレットの作成・配布など、郡市医師会との連携の下、積極的な取組をお願いしたい。

かかりつけ医が参画した早期からの認知症高齢者支援体制(案)



2) 認知症早期サービス等推進事業

実施主体：都道府県・指定都市

予算案額：70,150千円

(1自治体当たり補助額 1,148千円程度)

(国1/2、県市1/2)

ア 認知症早期サービス推進事業

認知症に対する早期段階の対応として、各地域で認知症予防や地域における見守り等の取組が進められている。

本事業は、先駆的な取組を行っている自治体を実際に訪問するなどして情報収集等を行い、その情報をシンポジウムや研修会等を通じて、各市町村に伝達することにより、地域の実情に応じた認知症予防や地域における

見守り、支援体制の構築等の取組を全国的に推進することを目的とするものである。

なお、先駆的な取組を行っている自治体については、「市町村における認知症ケアの取り組み事例」（平成17年2月配布済み）等を参考にされたい。

〔事業イメージ〕

- 認知症地域サポート推進委員会（仮称）の設置
 - ・ 都道府県内の取組状況の把握
 - ・ 地域の実情に応じた取組の検討
 - ・ 地域における連携・実施体制の構築、などを行う。
- 訪問等による先進地域（県外含む）の取組情報の収集
- 市町村向けのシンポジウムや研修会の開催
- 取組推進に必要な人材育成のための研修 など

イ 地域密着型サービス検討委員等研修

平成18年4月より新設される「地域密着型サービス」については、市町村が厚生労働省令で定める範囲内において地域密着型サービスの基準等を定めることができるとされており、市町村が独自に基準を定める際には、被保険者その他の関係者の意見を反映させること、及び学識経験者などの意見を聞くこととされている。

本事業は、市町村の実情及び各サービスの特性に応じた基準の策定に資することを目的とし、基準策定にかかる検討会の委員等を対象として、地域密着型サービスに関する知識の習得や理解促進のため、事業所の訪問等を含めた研修を実施するものである。

〔研修内容のイメージ〕

- 市町村地域密着型サービス基準検討委員会の設置

- 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の説明
- 地域密着型サービス事業者からの実践報告
- 地域密着型サービス事業所の訪問 など

3) 認知症理解普及促進事業

実施主体：都道府県・指定都市

予算案額：208,809千円

(1自治体当たり補助額 3,426千円程度)

(国1/2、県市1/2)

ア 認知症高齢者をかかえる家族に対する支援事業

認知症の本人や家族に対し、認知症になった初期の段階から、同じような経験を持つ者が、交流集会や電話相談等の支援を行う体制を地域において構築することを目的とし、下記のような事業を想定している。

なお、本事業は、都道府県・指定都市において適切な事業を実施できると判断された関係団体等に委託することも可能である。

① 交流集会（月1回程度）

認知症の知識や介護技術の面だけでなく精神面も含め、家族を支えることを目的とした交流集会を開催する。

② 電話相談

定期的な電話相談、アドバイス等を行い家族を介護技術・精神面から支援。

③ その他

その他、認知症高齢者等をかかえる家族の支援に資する事業。

イ 認知症地域支援ネットワーク推進事業

① 運営委員会の設置

運営委員会は、各都道府県・指定都市において、認知症の者の地域生活を支えるためのネットワークを構築・展開していくための具体的な検討を行う。

② ネットワークの広報・啓発活動

ネットワークの周知を図ることにより、徘徊等のケースについて、広域的に円滑な対応が図られるようにする。

③ 認知症知識普及講座の開催

認知症の者を地域で支えるためには、認知症の正しい理解が重要であることから、医師、認知症介護の専門職や介護経験者等を講師役とし、市町村との連携の下、認知症の正しい知識を普及するための講座を開催する。

なお、認知症を知る1年キャンペーンのうち「認知症サポーター養成講座」については、平成18年度も継続実施することとしているので、本事業を活用することも可能である。

4) 認知症介護実践者等養成事業

実施主体：都道府県・指定都市

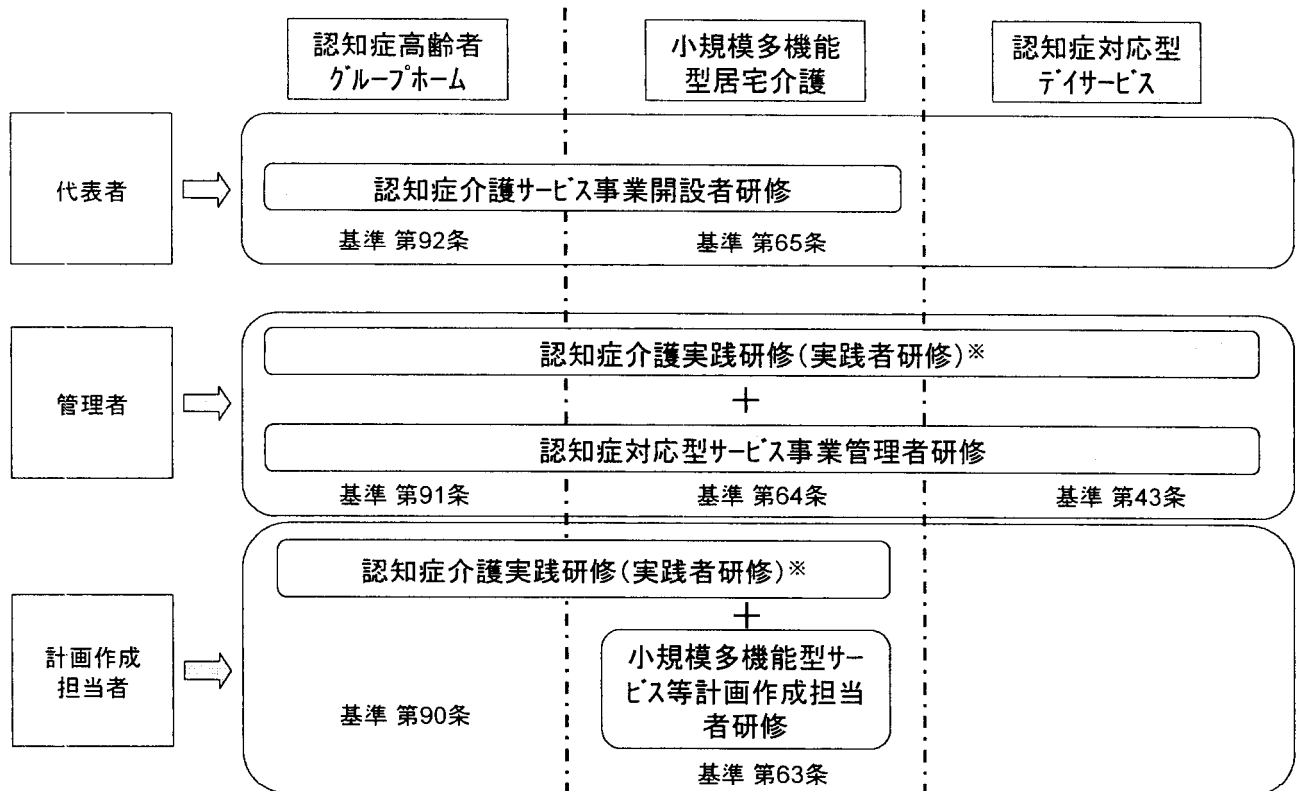
予算案額：691,226千円

(1自治体当たり補助額 11,328千円程度)

(国1/2、県市1/2)

本事業で実施する研修のうち、平成18年2月の全国介護保険担当課長ブロック会議においてお示しした「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(案)」(360-442頁)において義務付けることとしている研修と、各地域密着型サービス事業との関係は次のとおりである。

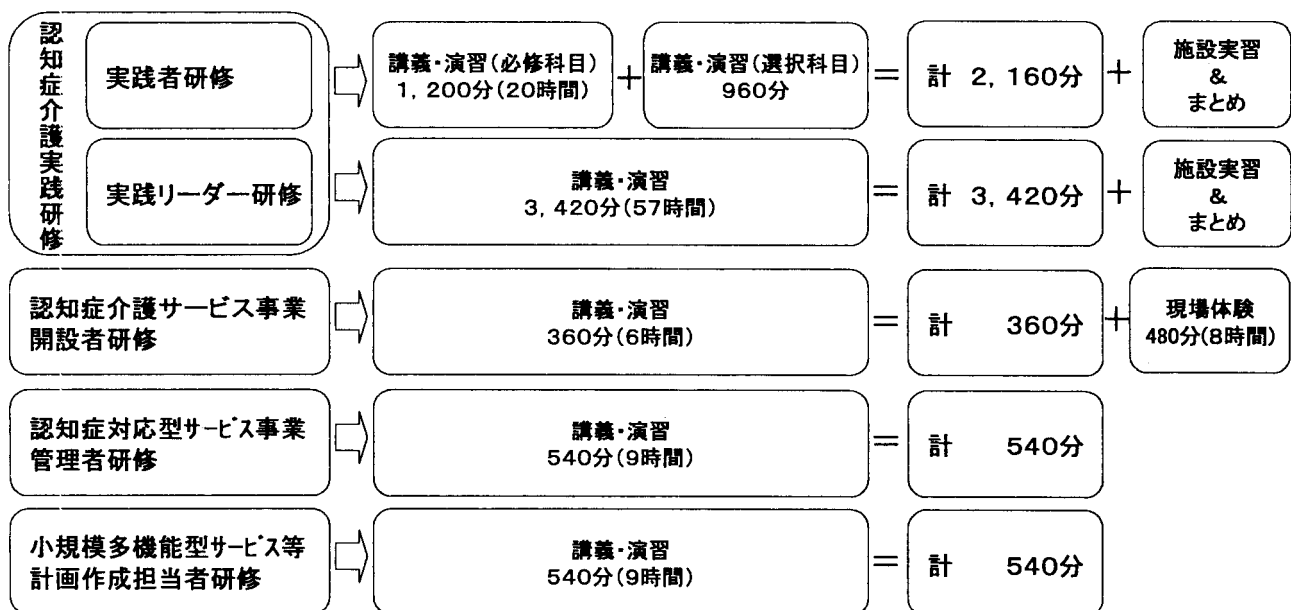
指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修について



※ 研修受講の必須要件。

各研修については、平成18年度予算案に計上された事業名

各研修カリキュラム(時間数)について



※ 認知症介護実践研修、認知症介護指導者研修及びフォローアップ研修については、高齢者虐待に関する内容を盛り込むこと以外、時間数等のカリキュラム変更はない。

**指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修について
(経過措置(省令)・免除(解釈通知)について)**

〔新たに義務付けられる研修の経過措置〕

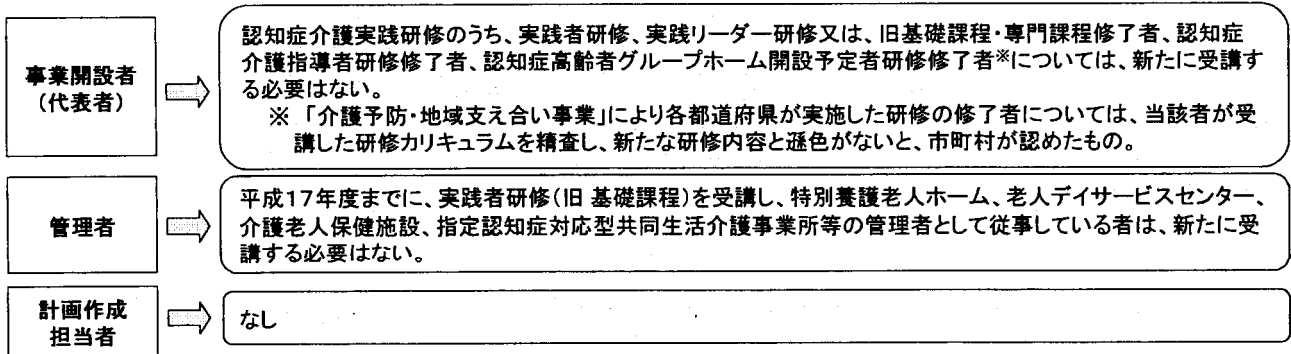
	代表者	管理者	計画作成担当者
認知症対応型共同生活介護	B・C	既に義務付け	既に義務付け
認知症対応型通所介護	/	A・C	/
小規模多機能型居宅介護	C	C	C (介護支援専門員)

※ 経過措置(上表中のアルファベット)

「A」...現に開設している事業所については、受講義務なし。

「B」...現に開設している事業所については、平成21年3月31日までに受講しなければならない。

「C」...平成18年度中に開設される事業所については、平成19年3月31日までに受講しなければならない。



各研修事業の実施に当たっての留意事項は次のとおりであるが、特に平成18年度については、平成18年4月1日以降、区市町村から指定を受けている地域密着型サービス事業所及びみなし事業所が、研修の受講により運営基準を満たす必要がある場合等について配慮が必要となるため、各研修の企画に当たっては、管内の区市町村に対し受講者数の調査を行うなどにより、研修の早期実施や、研修の実施回数拡大等の配慮をお願いしたい。

- ① 認知症介護実践研修(実践者研修・実践リーダー研修)
- ② 認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修

「認知症介護指導者等養成研修事業の円滑な実施について」(平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知)のカリキュラムについて変更はないが、権利擁護をテーマとする講義内において、「高齢者虐待」に関する事項を盛り込むものとする。

なお、認知症介護指導者研修受講者の選定に当たっては、これまでの研修受講者名簿等を参考とし、大規模な施設からの推薦に偏ることなく、地域密着型サービス事業所から受講者を選定するなど、介護サービスの各分野に指導者が行き渡るよう、適切な配慮をお願いしたい。

③ 認知症対応型サービス事業管理者研修

認知症高齢者グループホームや新設される小規模多機能型サービス事業の管理者（管理者への就任予定者を含む。）を対象に、事業所を運営していく上で必要な知識・技術を修得させる。

標準的なカリキュラム案は次のとおり。

「認知症対応型サービス事業管理者研修」カリキュラムについて

講義・演習 540分(9時間)		
プログラム	分数	目 的
地域密着型サービス基準について	60	<ul style="list-style-type: none"> 適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解する。
地域密着型サービスの取組みについて	90	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。
介護従事者に対する労務管理について	60	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法の規定に基づき、適切な介護従事者の労務管理について理解する。
適切なサービス提供のあり方について	330	<p>サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。</p> <p><地域等との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の家族・地域・医療との連携 運営推進会議の開催 <p><サービスの質の向上></p> <ul style="list-style-type: none"> アセスメントとケアプランの基本的考え方 ケース会議・職員ミーティング 自己評価・外部評価の実施 サービスの質の向上と人材育成 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント 記録の重要性 など

④ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

小規模多機能型サービスにおける計画作成担当者に必要な専門的知識及び技術を修得させる。

標準的なカリキュラム案は次のとおり。

「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」カリキュラムについて

講義・演習 540分(9時間)

プログラム	分数	目的
1. 総論・小規模多機能ケアの視点	60	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。
2. ケアマネジメント論	60	・小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。
3. 地域生活支援	60	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。
4. チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)	60	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。
5. 居宅介護支援計画作成の実際	講義 60 演習 240	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画の作成について理解する。

⑤ 認知症介護サービス事業開設者研修

認知症介護サービス事業所を開設する者に対して、認知症介護に関する知識を修得させることにより、介護サービス事業所全体の質の向上を図る。

標準的なカリキュラム案は次のとおり。

「認知症介護サービス事業開設者研修」カリキュラムについて

講義・演習 360分(6時間)

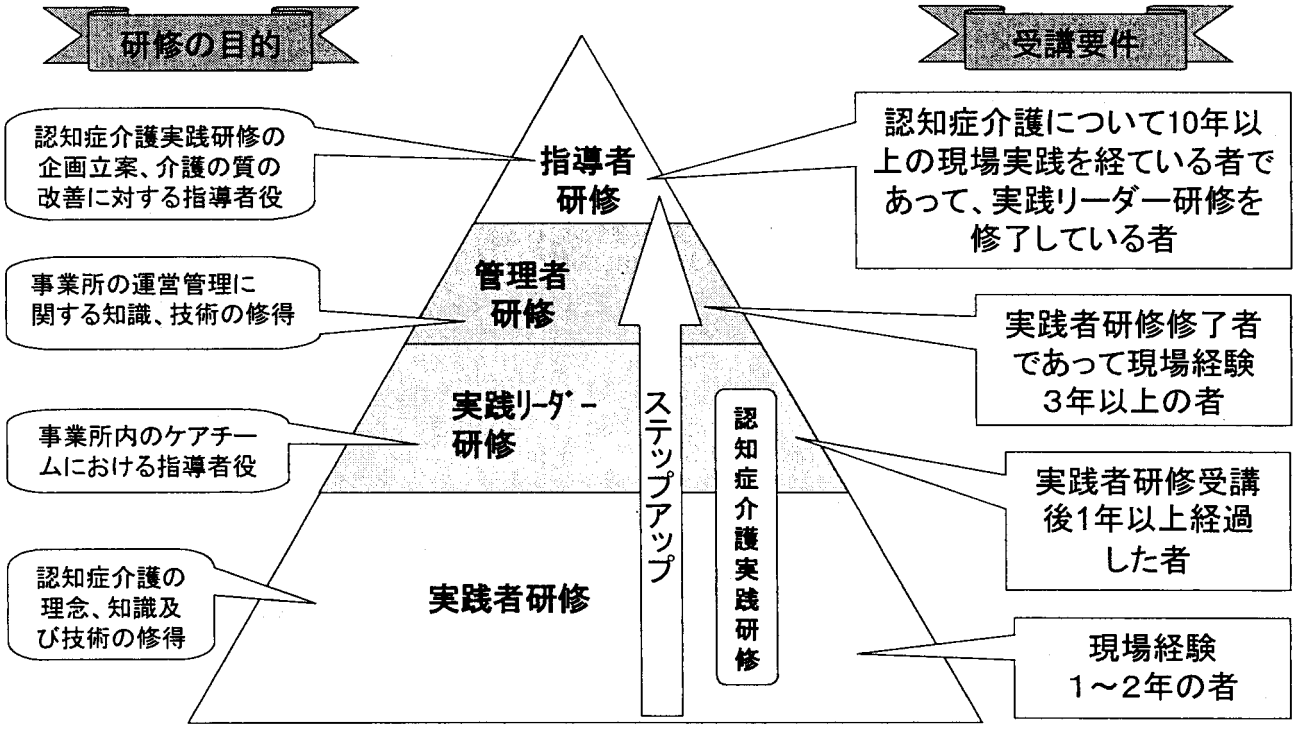
+

現場体験 480分(8時間)

プログラム	分数	目 的
認知症高齢者の基本的理解	60	<p>認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。 ・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。 ・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。
認知症高齢者ケアのあり方	90	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。
家族の理解・高齢者との関係の理解	60	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。
地域密着型サービスの取組みについて	150	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。
現場体験	480	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。

なお、平成18年度の研修事業より、各研修の関係や受講要件については、下記のとおり整理を行う予定としている。

今後の認知症介護関係研修の関係性の整理(案)



※ 「現場経験」とは、認知症高齢者の介護に従事した経験をいう。

5) 身体拘束廃止推進事業

実施主体：都道府県
 予算案額：69,467千円
 (1自治体当たり補助額 1,478千円程度)
 (国1/2、県1/2)

- 身体拘束廃止事例等報告検討会
 - 身体拘束廃止の取組が更に充実するよう、各都道府県内において、身体拘束廃止に向けた取組事例等に関する報告検討の場を設置し、事例に関する情報提供・交換を行うことにより、取組の推進を図る。

〔報告検討会のイメージ〕

- 身体拘束をテーマとした教育講演
- 都道府県内の介護保険三施設等の持ち回りによる事例報告
- 設定したテーマに基づくシンポジウムの開催 など

(2) 「認知症を知る1年」キャンペーンについて

本年度は、「痴呆」から「認知症」へと用語を見直したことを契機とし、「認知症を知り地域を作る10カ年構想」の初年度として、「認知症を知る1年」キャンペーンを展開してきたところである。

本キャンペーンについては、平成18年度も継続して実施することとしており、下記の事業についても継続実施することとしているので、各都道府県・指定都市におかれては、特段のご配慮と積極的なご協力をお願いしたい。

また、「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」の養成研修については、小さな市町村単独では開催が困難である場合も想定されるため、市町村との連携の下、都道府県・指定都市が「キャラバンメイト養成研修」を主催するなど、積極的な取組をお願いしたい。

なお、市町村主導で行う「認知症サポーター養成講座」の開催については、以下に取り組み例を紹介するので、参考にされたい。